

平成14年12月9日

各 位

会社名	ユニパルス株式会社
代表者名	取締役社長 吉本 喬美
(コード番号	6842 東証第二部)
問合せ先	取締役管理本部長 和田 倫幸
TEL	03-5148-3000

新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成14年12月9日開催の取締役会において、当社第34期定時株主総会で承認されました商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な発行内容について、下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権発行の発行日
平成14年12月9日
2. 新株予約権の発行数
4,810 個(新株予約権1個につき100株)
3. 新株予約権の発行価額
無償とする
4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 481,000 株
5. 新株予約権の行使に際しての払込価額
1株につき930円
6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額
447,330,000円(1株につき930円)
7. 新株予約権の権利行使期間
平成17年1月1日から平成23年12月31日まで
(ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日まで)

8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の行使期間中の各年(1月1日から12月31日まで)において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとする。また、権利行使の条件を満たしている者が当該各年の権利行使期間内に行使できる新株予約権の全部あるいは一部を行使しない場合は、次期以降、権利行使期間終了まで、当該各年の新株予約権の残余について権利行使を繰り延べることができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた当社の従業員は新株予約権の権利行使期間内の各年(1月1日から12月31日まで)のそれぞれの前評価期間において、社内業績評価により一定の評価を受けなければ当該年の権利行使ができない。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた当社の取締役及び従業員は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員、当社又は当社子会社と締結した顧問のいずれかでもなくなった場合、権利行使ができない。ただし、任期満了による退任、定年退職及び特に取締役会が認めた場合にはこの限りでない。
- ④ 新株予約権の相続はできない。
- ⑤ 新株予約権の質入は認めない。
- ⑥ その他、権利行使の条件は第34期定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

9. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価額のうちの資本組入額
223,665,000 円(1株につき 465 円)

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するためには取締役会の承認を要する。

11. 申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の取締役及び従業員 合計 91 名

ご参考

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成14年11月20日

(2) 定時株主総会の決議日 平成14年12月7日

以上

※免責事項

本書には、証券取引法第 166 条に定められた重要事実にあたる情報が含まれている可能性があります。重要事実を含むニュースリリースなどをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後 12 時間以内に、当社の株式などの売買等を行った場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。